

令和6年度 エネルギー産業創出促進事業補助金「デジタル技術関連ビジネスの実証実験」 Q&A

令和6年7月10日現在

No.	質問	回答	質問受付日
1	採択された場合の契約方式はどのようになるか。	当事業は、契約ではなく補助金の交付となります。 補助率は以下のとおりです。 <中小企業者> 補助対象経費の2分の1以内 <それ以外の企業> 補助対象経費の3分の1以内	7月8日
2	公募要領P9（2）提出書類ウc（A）の証明書は、大阪府外事業者は「都道府県税事務所」の証明書で代用可能か。	大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行する証明書で代用可能です。	7月10日
3			

※なお、本事業へのご質問については、公募要領6ページに記載のとおり、令和6年7月26日（金）午後6時までに受け付けたご質問を産業創造課ホームページで回答いたしますが、ご質問の内容に適切に対応させていただくため、回答時間のご指定には応じられませんので、ご了承ください。